

1

行政法とは

第1. 行政法で学ぶこと

短答 3頁

1. 行政法の意義

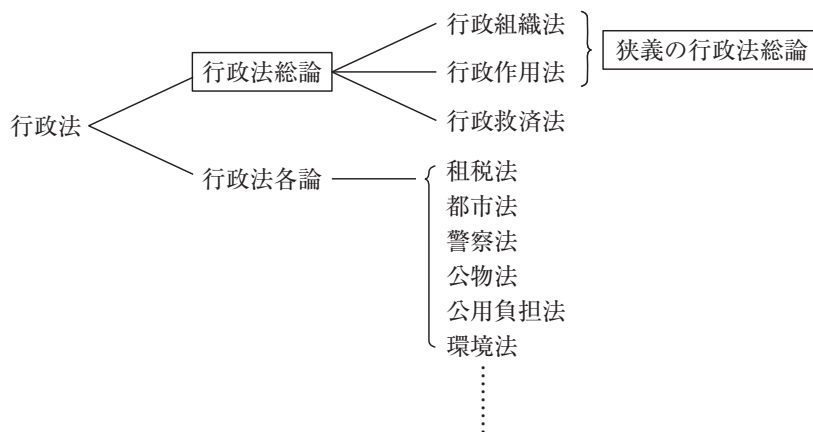
行政法という名前の法律は存在しない

→行政法で学ぶのは、行政に関する法律の読み方

→個別法に共通する原理原則、ものの考え方を身につける

→行政活動一般に適用される通則法を使う練習をする

2. 行政法総論とは



(1) 行政組織法

行政主体の組織に関する法、行政の組織構成・権限配分について学ぶ

ex. 国家行政組織法、地方自治法、内閣法、国家公務員法等

(2) 行政作用法

行政の作用に関する法、行政が権限行使するときの方法内容等について学ぶ

ex. 河川法、食品衛生法、国有財産法、建築基準法等

(3) 行政救済法

行政の統制に関する法、行政の行為からの救済方法について学ぶ

ex. 行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法等

3. 内部法と外部法

- (1) 内部法
行政主体内部の法律関係についての法
- (2) 外部法
行政主体と私人の間の法律関係についての法
→行政法の主な関心は、私人の権利利益をいかに守るかという点にある＝外部法を中心に検討する

 短答 3頁

第2. 行政の意義・種類

1. 行政の意義

国家作用の中から、法規を定立する作用としての立法作用、法を適用して具体的な紛争を解決する司法作用を除いたもの（控除説）

 短答 3頁

2. 行政の種類

- (1) 規制行政
国民の権利利益を制限する行政活動
ex. 建築規制、食品衛生法に基づく規制
- (2) 給付行政
国民に一定の権利利益を与える行政活動
ex. 補助金の交付
- (3) 調達行政
行政活動の財源・物的手段を確保するための活動
ex. 公用収用、税務行政
- (4) 私経済行政
行政と民間が取引をする活動
ex. 官庁で使用するボールペンの購入
- (5) 調整行政
行政が私人間の利害調整を行う活動
ex. 行政が設置するADR